

久米島町と株式会社おきなわフィナンシャルグループとの

包括的連携に関する協定書

久米島町（以下、「甲」という）および株式会社おきなわフィナンシャルグループ（以下、「乙」という）との包括的な協働連携を行うにあたり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の情報・機能を有効に活用し、緊密な相互連携・協働の取組により、甲における地域振興や地域経済活性化の実現を目指すことを目的とする。また、この目的を達成するために、甲は乙が「包括的連携協定に関する協定書」を締結する他の各市町村と互いに協力し連携するものとする。

（連携の内容）

第2条

〔第1項〕 前条の目的を達成するため、甲および乙は、次に掲げる事項について提携を行うとともに相互の取組に協力するものとする。尚、乙は、各事項の実施について円滑な目的遂行を図るため、乙の関連グループ会社と連携するものとする。

- (1) 地域社会が抱える課題解決の取組に関すること
 - ・行政や地域における課題解決のための施策立案及び提言に資すること
 - ・地域インフラの充実、地域住民の生活水準向上などに資すること
- (2) 協働による地域の産業振興・創出、地域経済の活性化に資すること
 - ・域内外における企業・産業・地域間の経済交流に資すること
 - ・観光、農業など経済分野におけるビジネス展開、起業・創業などに関すること
- (3) 協働による地域の人材育成・雇用創出・就業支援に資すること
 - ・双方の人的交流に関する人材の研修、派遣などに資すること
- (4) SDGs、その他甲および乙が協議決定した事項に関すること

〔第2項〕 第1項の連携の結果、甲または乙に何らかの損害が生じた場合、相手方はその責任を負わない。ただし、相手方の故意または過失によって損害を負った場合、または本協定書ないし本条第1項の際に、甲と乙が個別に合意した事項に違反した場合はその限りではない。

〔第3項〕 甲および乙は本協定の締結により、他の第三者機関等の提案を拒むものではない。

（守秘義務等）

第3条

〔第1項〕 甲および乙は、第4条が定める本協定の有効期間中、前条第1項の連携により、甲および乙から提供された情報のうち、特に書面で秘密である旨を明示されたもの（文章、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物および提供された情報を基に作成された資料を含む。以下、「秘密情報」という）を情報の提供者の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩し又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。但し、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供を受けた後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方からの提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく取得したもの
- (4) 法令等により開示を求められたもの

〔第2項〕 甲および乙は、本協定の終了後も前項の義務を負う。

〔第3項〕 甲および乙は、本協定の終了後、相手方から秘密情報を廃棄又は返却すべき旨の要請を受けた場合にはそれに従わなければならない。

〔第4項〕 上記第1項から第3項のうち、甲および乙の了承がある場合は、甲は乙が「包括的連携協定に関する協定書」を締結している他の市町村との情報共有を可能とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し当該有効期間満了の1カ月前迄に相手方から本協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第6条 第4条の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方に対して1カ月前迄に書面による通知をなすことにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を解除できるものとする。

（その他）

第7条 本協定に関して定めのない事項、解釈上の疑義が生じた事項、その他協議が必要な事項が発生した場合には、甲および乙は誠意をもって協議の上で解決する。

本協定提携の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙とも記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月12日

甲 島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町

町長 桃原 秀雄



乙 那覇市久茂地3丁目10番1号
株式会社おきなわフィナンシャルグループ

代表取締役社長

山崎 正将

